## 后川果公報

平成 27 年 6 月 22 日 (月曜日)

号

外

(第 52 号)

目	次
---	---

告 示

○石川県鳥獣保護員設置規程の一部改正 (自然環境課)

公 告

○第11次鳥獣保護事業計画の変更公告 ( 同 ) 1○第二種特定鳥獣管理計画の策定公告 ( 同 ) 2

告 示

## 石川県告示第299号

石川県鳥獣保護員設置規程(昭和38年石川県告示第604号)の一部を次のように改正する。

平成27年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

題名を次のように改める。

石川県鳥獣保護管理員設置規程

や「「保護管理員」に及るか。
お「点獣保護事業」や「鳥獣保護管理事業」に、「石川県鳥獣保護員」や「石川県鳥獣保護管理員」に、「「保護員」等1 ※中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

第2条第1項中「迷臘皿」を「迷臘迦財皿」に改め、「〇迷臘」の下に「凶や迦財」を加え、同条第2項中「迷臘皿」を「迷臘迦財皿」に改める。

第3条中「迷臘画」を「迷臘迦関画」に、「旧面本」を「旧面」に改める。

第5条の見出しを「(温田神)」に改め、同条第1項を次のように改める。

書を交付する。知事は、保護管理員に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第七十五条第五項の規定による証明

第5条第2項中「迷凞皿」を「迷凞迦関皿」に、「温彫」を「温田・」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

第11次鳥獣保護事業計画の変更公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、第11次 鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めた。

平成27年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 第11次鳥獸保護管理事業計画

第11次鳥獣保護事業計画を変更し、次のとおりとする。

2 平成27年6月22日(月曜日) 石 川 県 公 報

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦 覧に供する。)

2 変更年月日

平成27年5月29日

第二種特定鳥獣管理計画の策定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を次のとおり定めた。

平成27年6月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 第二種特定鳥獣管理計画

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦 覧に供する。)

2 策定年月日

平成27年5月29日

(1箇月2,350円送料とも)